

地域の加工食品の国際競争力強化支援事業実施要領

制定 令和3年1月28日 食産第5407号
農林水産省食料産業局長通知

第1 目的

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成28年10月11日付 食産第2762号 農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の事業の種類欄の3の（1）の地域の加工食品の国際競争力強化支援事業（以下「本事業」という。）の実施は、実施要綱及び農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付要綱（平成28年10月11日付 食産第2771号 農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第2 事業実施主体

1 実施要綱別表1の事業実施主体の欄の11の食料産業局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

- （1）農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、事業協同組合連合会又は独立行政法人
- （2）法人格を有しない団体で食料産業局長が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）

2 1の（2）の特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1）主たる事務所の定めがあること。
- （2）代表者の定めがあること。
- （3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。
- （4）各年度ごとに事業計画、収支予算等が総会において承認されていること。

3 1の（2）の特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第5の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて食料産業局長に提出して、その承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

本事業の内容及び補助対象となる経費の範囲については、次のとおりとする。

1 連携体制の構築・調査等

事業実施主体は、次の事業を行うものとする。

食品製造事業者等との連携体制の構築等、2の事業を実施する食品製造事業者等の公募選考会の開催、専門家の派遣・助言、商談会等への参加、輸出に関する調査、優良事例の取りまとめ等

（補助対象経費）

本事業を実施するための人件費、謝金、賃金、旅費（講師・専門家・関係者

等の招へい・派遣を含む)、講師・専門家・関係者等の招へい者・派遣者の国内外における活動費、PR スタッフの研修・活動費、需用費、役務費、賃借料、包材・食品成分分析費、評価費、広報に係る経費(システム開発費、広告費、ポスター、パンフレット、映像等)、会場装飾費・使用料、委託費、輸出手続に係る経費及び試験販売等に係る経費(調査費、プロモーション費、研修費、商品代、出展料等)等

2 地域の加工食品の国際競争力強化のための商品開発・PR・施設整備等

事業実施主体は、(1)及び(2)の事業について、その要する経費を補助するものとする。

(1) 加工食品の国際競争力強化のための開発・PR等

食品製造事業者等が行う輸出先国が求める食品・高付加価値食品・レシピの開発、伝統的技術等を活用した加工食品のPR、実証試験等。

(2) 食品製造業の生産性向上等に必要の新技術導入・機器整備

地域の中小食品製造事業者等が国際競争力強化や生産性向上に資する効率化・省人化のための新技術導入・機器整備等。

ただし、(2)の中小食品製造事業者等については、資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下を満たすこととする。

(補助対象経費)

本事業を実施するための人件費、謝金、賃金、旅費(講師・専門家・関係者等の招へい・派遣を含む)、講師・専門家・関係者等の招へい者・派遣者の国内外における活動費、PR スタッフの研修・活動費、需用費、役務費、賃借料、包材・食品成分分析費、包装・包材デザイン費、食品・包装・包材試作費(原材料費含む)、評価費、広報に係る経費(システム開発費、広告費、ポスター、パンフレット、映像等)、会場装飾費・使用料、委託費、輸出手続に係る経費、機器導入経費・改良代等(購入・設置に係る経費、エンジニア経費等)及び試験販売等に係る経費(調査費、商品の改良費、プロモーション費、研修費、商品代、出展料等)等

第4 補助率

本事業の補助率は、別表に掲げるとおりとする。

第5 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和2年度とする。

第6 採択基準等

実施要綱第4の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施主体者の経営に関する書類(決算報告書、HP等により法人の事業内容が随時更新されているか等)
- (2) 事業実施能力(主たる責任者には管理能力があり、経験等を有した人的資源が十分にあるか等)
- (3) 事業実施方法として成果目標を達成する実現可能性(現状の課題を正確に把握した上で、事業の目的、主旨と合致し、実施方法が具体的に計画されている)

か等)

- (4) 実施方法の効率性(実施時期が具体的であり、実施期間を有効に活用するスケジュールであるか、経費配分の適格性等)
- (5) 事業の効果(具体的な目標が設定され、その目標が妥当であり、期待される成果が得られるか、また、事業の持続性、継続性は見られるか等)

第7 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、実施要綱第5の1に基づき、別記様式2により事業実施計画を作成し、食料産業局長に提出してその承認を受けるものとする。

ただし、実施要綱第5の2の規定に基づく事業実施計画の変更(2の重要な変更に限る。)、中止又は廃止の承認申請については、交付要綱第11の規定に基づく変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表1の3の(1)の地域の加工食品の国際競争力強化支援事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更

第8 事業の成果目標

事業実施主体の成果目標は、本事業実施年度の1年後とし、目標年度における輸出額、輸出増加割合、輸出量とする。ただし、その他の目標として、(1)又は(2)も含めることができるものとする。

- (1) 国産原料の使用量・増加割合
- (2) 労働生産性等の経営力関連指標の向上

第9 事業の実施

1 事業実施規程の作成

事業実施主体は、第3の事業の実施に当たり、あらかじめ、当該事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い並びに補助金の交付手続等を定めた事業実施規程を作成し、別記様式3により食料産業局長に提出し、その承認を受けるものとする。事業実施規程を変更する場合も同様とする。

2 事業の公募

- (1) 事業実施主体は、第3の2の事業の実施に当たり、外部有識者等により構成される公募選考会を設置し、食品製造事業者等を公募により採択するものとする。

公募選考会は、食品製造事業者等から提出された事業実施計画が適切であるか等について審査を行うものとする。

ただし、食品製造事業者等の採択にあたっては、以下の(ア)から(ウ)までの要件を必須とし、(エ)から(ク)までに該当する場合、加点するものと

する。

(ア) 複数の事業者と連携して事業を実施することとし、連携について、計画書を作成すること。

(イ) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範）」に係るチェックシートを実施している事業場であること。

(ウ) 本事業に参画する食品製造事業者等は、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）コミュニティサイト (<https://www.gfp1.maff.go.jp/entry/>) へ登録していること。

(エ) 次の①又は②のいずれかに該当する場合。

① 労働安全衛生マネジメントシステム規格である ISO45001、JISQ45001 又は JISQ45100 の認証を受けていること。

② 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成 11 年労働省告示第 53 号）に基づく取組を行っていることについて労働安全衛生コンサルタント（国家資格）の確認を受けていること。

(オ) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律 57 号、以下「輸出促進法」という。）第 34 条に規定する輸出事業計画（GFP グローバル産地計画）認定を受けている場合。

(カ) 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略 (https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_action/attach/pdf/index-5.pdf) に基づく事業実施計画の場合。

(キ) 国産農林水産物を原料としている又は輸入原料から国産農林水産物へ原料切替を行い、商品開発等を行う場合。

(ク) 地域色のある加工食品である場合。

なお、事業実施主体は、食品製造事業者等を公募するごとに、公募選考会を開催し、審査を行うものとする。

(2) 事業実施主体は、採択された事業計画を取りまとめ、別記様式 4 により、食料産業局長に報告するものとする。

3 事業の委託

事業実施主体にあつては第 3 の 1 の内容の一部を、食品製造事業者等にあつては第 3 の 2 の内容の一部を他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画（別記様式 2）の別添 1 の「第 1 総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより食料産業局長の承認を得るものとする。

なお、委託して行わせることのできる範囲は、事業費の 2 分の 1 を超えてはならない。ただし、本事業のうち、海外で実施する事業の遂行に当たり、特殊な知識を必要とするなどのやむを得ない事情があると認められる場合には、事業の主たる部分（事業における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）を除き、この限りでない。

(1) 委託先

(2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

第 10 事業実施状況等の報告

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第 7 の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実

施計画（別記様式2）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、食料産業局長に提出するものとし、事業の実績については、第8の事業の成果目標に基づき記載すること。

ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

2 成果の報告等

事業実施主体は、事業の成果について、事業実施年度から3年間、毎年度、別記様式5による実施状況報告書を作成し、当該年度の翌年度の6月30日までに食料産業局長に報告するものとする。

ただし、当該期限では適切に事業成果を評価することが困難な場合は、あらかじめ食料産業局長に報告の予定時期及び報告期日が遅れる合理的な理由を届出の上、報告するものとする。

また、設定した成果目標に対する事業成果について、その要因を分析するとともに、成果目標が達成されていない場合は、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、事業者の成果達成の目標期間までの間、改善状況を報告させるものとする。

第11 補助金遂行状況の報告

交付要綱第15に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに農林水産大臣に提出するものとする。ただし、交付要綱14の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付要綱別記様式第6号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第12 収益納付

- 1 事業実施主体、食品製造事業者等が本事業の実施により相当の利益を得たと認められる場合には、事業実施主体は、実施要綱第8の1の規定に基づき、別記様式6により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間、当該報告に係る年度の翌年度の6月末日までに食料産業局長に報告するものとする。ただし、食料産業局長は、特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。
- 2 食料産業局長は、事業実施主体、食品製造事業者等が相当の収益を得たと認めた場合には、その収益の全部又は一部の金額について、事業実施主体に納付を命じることができるものとする。
- 3 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、補助事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度とし、食料産業局長は、特に必要と認める場合には収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

第13 開発された商品・技術の帰属

本事業を実施することにより、発生した特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回

路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）については、次の1から4までの条件の遵守を約する確認書を、事業実施主体を通じ、国に提出することを条件に、事業者に帰属させることとする。ただし、国に提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、国又は国の指定する者に許諾することとする。

- 1 本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく食料産業局長に報告すること。
- 2 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国又は国の指定する者に許諾すること。
- 3 当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- 4 事業実施主体は、本事業の成果である特許権等については、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に食料産業局長と協議して承諾を得ること。

第14 海外の付加価値税に係る還付金の納付

事業実施主体は、事業終了後に手数料等を上回る還付額が見込まれるときは、付加価値税の還付手続を速やかに行い、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

また、他の事業等と合算して付加価値税の還付手続を行う場合であっても、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

第15 財産の管理等及び財産処分制限

- 1 食品製造事業者等は、補助対象経費により取得し、又は公用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 交付要綱第22における規定は、事業実施主体のほか食品製造事業者等にも適用する。

第16 留意事項

- 1 事業実施主体の職員は、本事業の実施により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。これらの職を退いた後についても同様とする。
- 2 輸出促進法の第13条において、国、都道府県等、株式会社日本政策金融公庫は、農林水産物及び食品の輸出の促進の総合的かつ一体的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力することを定め、活動内容に応じて融資等の支援措置を講ずるために仕組みを創設している。このことから、本事業の実施に当たり、本申請に係る情報（事業者名、所在地、事業規模等）について、事業実施主体の規模及び性質、採択の有無等に関わらず、必要に応じ、株式会社日本政策金融公庫に提供することとする（ただし、事業実施主体が

第7の事業実施計画にて情報提供への同意をしない場合を除く。)

- 3 補助事業により整備した施設及び機器について、事業名・導入年月日を表示(プレートやシール等)すること。

第17 報告又は指導

食料産業局長は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年1月28日から施行する。
- 2 加工食品の輸出強化支援事業実施要領(令和2年1月31日食産第4468号農林水産省食料産業局長通知)は廃止する。
- 3 廃止前の2に掲げる通知により令和2年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

別表

事業内容	補助率
1 連携体制の構築・調査等	定額
2 地域の加工食品の国際競争力強化のための商品開発・PR・施設整備等 (1) 加工食品の国際競争力強化のための開発・PR等 (2) 食品製造業の生産性向上等に必要の新技術導入・機器整備	定額(注1) 1/2以内(注2) 1/2以内(注3) 3/10以内(注4)

(注1) 食品製造事業者等を構成員とする団体の場合。

(注2) 食品製造事業者等が、(注1)以外の場合。

(注3) 食品製造事業者等が、輸出促進法に基づく、輸出事業計画(GFP グローバル産地計画)の認定を受けている場合。

(注4) 食品製造事業者等が、(注3)以外の場合。

別記様式1（第2関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

特 認 団 体 承 認 申 請 書

- 1 事業名
- 2 団体の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の役職名及び氏名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度（月～月）
- 7 構成員

名称	所在地	代表者 氏名	大企業・中 小企業の別	従業員 数	資本金	年間販 売額	主要 事業	備考

- 8 設立目的
- 9 事業実施計画の内容
- 10 特記すべき事項
- 11 添付書類
 - (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
 - (3) その他参考資料

別記様式 2 (第 7 関係)

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和〇〇年度地域の加工食品の国際競争力強化支援事業実施計画の承認（変更、中止又は廃止の承認）申請について

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 食産第 2762 号農林水産事務次官依命通知）第 5 の 1（注 1）の規定に基づき、関係書類（注 2）を添えて、承認（変更、中止又は廃止の承認）を申請する。

（変更理由）

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（注 3）

（中止、廃止の理由）

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（注 4）

（注 1）変更、中止又は廃止の承認申請の場合は、「第 5 の 2」とする。

（注 2）関係書類として別添 1 を添付すること。

（注 3）変更承認申請の場合には、事業の変更の理由を記載し、承認通知があった事業実施計画の事業の内容等と容易に比較対照できるよう、事業実施計画の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。

（注 4）中止又は廃止の場合には、事業の中止又は廃止の理由を記載すること。

（注 5）事業実施結果報告書として本様式を使用する場合には、件名を「令和〇〇年度地域の加工食品の国際競争力強化支援事業実施計画の実施結果の報告について」とし、別添 1 には実績を記載すること。

別添 1

第 1 総括表（積算内訳）

事業 種類	事業 細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
		千円	千円	千円	(1) 委託先名 (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費	
合	計					

- (注) 1 事業種類は、交付要綱別表 1 の区分により記入すること。
- 2 事業細目は、交付要綱別表 1 の地域の加工食品の国際競争力強化支援事業の項の経費の欄の区分により記入すること。
- 3 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。なお、備考については、別葉とすることができる。
- 4 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、当該税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ計の備考欄に記入すること。

第2 実施計画概要

1. 事業実施主体の概要

事業名	地域の加工食品の国際競争力強化支援事業			
事業担当者名及び連絡先	団体名			
	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	所在地			
	電話番号		F A X	
	E-mail		URL	
経理担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	電話番号		F A X	
	E-mail		URL	
個人情報 の 取 扱 い	同意します	<input type="checkbox"/>	<p>本事業の実施に当たり、輸出促進法の第13条に則り、事業者名、所在地、事業規模等について、株式会社日本政策金融公庫に提供することに同意します。</p> <p>※同意いただけなかった場合でも、事業の採択等に影響はございません。</p>	
	同意しません	<input type="checkbox"/>	<p>※輸出促進法 第一三条 国、都道府県等、株式会社日本政策金融公庫は、農林水産物及び食品の輸出の促進の総合的かつ一体的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。</p>	

<p>団体概要</p>
<p>過去の類似・関連事業の実績、実施内容等</p>
<p>事業担当者の業績等 ※事業担当者全員の業績を事業担当者ごとに具体的に記載してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農林 太郎（所属・役職） 2. 農林 花子（所属・役職）
<p>重複申請の有無 有・無 ※有の場合は、申請中の応募事業名及び事業概要を記載してください。</p>
<p>今年度、既に採択が決定及び実施している事業があれば、その事業名及び事業概要を記載してください。</p>
<p>過去3年以内における補助金等の交付決定取消の原因となる行為の有無及びその概要※該当する場合には、当該取消を受けた日を記載してください。</p>

2. 事業概要

1 事業概要
<p>(事業の目的)</p> <p>(事業の内容)</p> <p>(委員会等の委員構成) ※委員会等の委員が確定していない場合には、専門分野、所属及び氏名を見込みで記載してください。</p>
2 実施方法
<p>委託をする場合は、委託内容等を具体的に記載すること。 (記載例)</p> <ul style="list-style-type: none">・委託内容：〇〇地域における〇〇・委託理由：委託理由（委託の必要性等）を具体的に記載。・委託予定先：委託先が決まっている場合は、委託先名、選定理由を記載。 委託先が決まっていない場合は、選定方法（公募等）や想定委託先等を記載。・委託予定金額：〇〇〇千円・委託予定金額の根拠：見積書等の金額の根拠となる資料を添付

3 実施体制

(事業実施体制を図示してください。また、連携又は委託を行う団体がある場合には、その名称、概要及び事務処理体系についても記載してください。)

4 実施スケジュール

(委員会等の開催別に、開催地や主な内容が分かるように記載してください。)

5 事業の成果目標（達成すべき成果）、波及効果

※第8の事業の成果目標に基づき記載すること。

（具体的な成果目標等の記載例）

- ・使用額に見合った輸出額、輸出増加割合、輸出量。
- ・使用量に見合った国産農産物等の使用量の増加
- ・使用額に見合った輸出可能性のある新商品の開発・改良。
- ・輸出向け新商品を5件以上開発
- ・労働生産性の伸び率を3%以上とする。
- ・輸出実行可能性のある3以上の提案。
- ・使用額に見合った商談成立数。

6 事業成果・効果の検証方法

別記様式 3 (第 9 関係)

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和〇〇年度地域の加工食品の国際競争力強化支援事業実施規程の（変更）承認申請について

地域の加工食品の国際競争力強化支援事業実施要領(令和 3 年 1 月 28 日付け 2 食産第 5407 号農林水産省食料産業局長通知) 第 9 の 1 の規定に基づき、事業実施規程の承認を申請する。

別記様式 4（第 9 関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和〇〇年度地域の加工食品の国際競争力強化支援事業の事業実施計画の
報告について

地域の加工食品の国際競争力強化支援事業実施要領（令和 3 年 1 月 28 日付け 2 食産
第 5407 号農林水産省食料産業局長通知）第 9 の 2 の（2）の規定に基づき、別紙のと
おり報告する。

（注） 別紙として、事業実施計画を添付すること。

別記様式 5（第 10 関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和〇〇年度地域の加工食品の国際競争力強化支援事業に係る事業成果の報告
について

地域の加工食品の国際競争力強化支援事業実施要領（令和 3 年 1 月 28 日付け 2 食産
第 5407 号農林水産省食料産業局長通知）第 10 の 2 の規定に基づき、別添 2 のとおり
報告する。

（注）関係書類として別添 2 を添付すること。

別添 2

1 活動内容

(注) 当該事業により取り組んだ活動内容を記載するとともに、翌年度以降、事業効果の発現及び輸出促進に向けた自主的な取組がある場合は併せて記載すること。

2 事業の成果目標と成果

(注1) 事業成果の発現を複数年にわたり設定している場合は、進捗状況等を記載すること。

(注2) 当該事業実施年度内に輸出を行う場合には、事業実施年度以降の状況等を記載すること。

(注3) 第8の事業の成果目標に基づき記載することとし、事業開始前と現時点の成果実績について、具体的に記載すること。

3 評価及び要因分析

(注) 成果目標の達成状況を評価し、目標を達成していない場合は、その要因と課題を詳細に分析すること。

4 次年度以降の活動方針

(注) 評価と要因分析を踏まえた次年度以降の活動方針について、具体的に記載すること。

5 特記事項

6 添付資料

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和〇〇年度地域の加工食品の国際競争力強化支援事業に係る事業収益状況報告書

令和〇年〇月〇日付け〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知があった地域の加工食品の国際競争力強化支援事業に関する令和〇年度の収益の状況について、地域の加工食品の国際競争力強化支援事業実施要領(令和3年1月28日付け2食産第5407号農林水産省食料産業局長通知)第12の1の規定に基づき、別添3のとおり報告する。

(別添3)

1 事業の内容

2 補助事業の実施により得られた収益の累計額

3 上に要する費用の総額

円

4 補助金の確定額 ○年○月○日付け○第○号により確定

円

5 前年度までの収益納付額

円

6 本年度収益納付額

円

円

(積算根拠)

(注) 収益計算書等を添付すること。